

議案第21号

国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成5年3月23日議決）の一部を変更し、平成22年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 変 更 後 | | | 変 更 前 | | |
|----------------------|-----|----------|----------------------|-----|----------|
| 国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金 | | | 国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金 | | |
| 事業名 | 市町村 | 市町村負担金の額 | 事業名 | 市町村 | 市町村負担金の額 |
| 略 | | | 略 | | |
| 国営弓浜半島 | 略 | | 国営弓浜半島 | 略 | |

| | | |
|---|-----|--|
| 土地改良事業 | 境港市 | <p>負担基準額の1,000分の22.02に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p> <p>なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。</p> |
| 直轄耕地災害復旧費負担金 (平成22年度事業で実施する西高尾ダムに係るものに限る。) | 北栄町 | <p>事業費の額(以下この項において「負担基準額」という。)の1,000分の66.15に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p> <p>なお、負担金の支払方法は、支払期間(据置期間を含む。)を17年、据置期間を2年とし、支払期間の始期を事業が完了した年度の翌年度とし、利率を年5パーセントとする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)(北栄町の申出があるときは、その全部又は一部につき一時支払の方法)によるものとする。</p> |
| | 琴浦町 | <p>負担基準額の1,000分の108.85に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p> |

| | | |
|--------|-----|--|
| 土地改良事業 | 境港市 | <p>負担基準額の1,000分の22.02に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p> <p>なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。</p> |
|--------|-----|--|

なお、負担金の支払方法は、
北栄町と同様とする。